

平成 29 年度

上天草・宇城水道企業団
水道用水供給事業会計予算書

上天草・宇城水道企業団

平成29年2月14日 原案可決
上天草・宇城水道企業団
議会議長 福田 慧一

平成29年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成 29 年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 受水団体 | 宇土市 宇城市 上天草市 天草市 |
| 2 年間総供給水量 | 7,683,250 m ³ (365日) |
| 3 1日責任供給水量 | 21,050 m ³ |
| 4 主要な建設改良事業 | |
| (1) | 八代浄水場薬品注入設備等改造工事 (機械設備) |
| (2) | 八代浄水場薬品注入設備等改造工事 (電気設備) |
| (3) | 国道266号道路改良に伴う送水管布設替工事 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	1,148,399 千円
第1項 営業収益	790,294 千円
第2項 営業外収益	358,102 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	1,252,545 千円
第1項 営業費用	1,145,696 千円
第2項 営業外費用	101,845 千円
第3項 特別損失	4 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対し不足する額 1,618,056千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額30,963千円、過年度分損益勘定留保資金 1,587,093千円をもって補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	10,060 千円
第1項	企業債	1 千円
第2項	補助金	2 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	負担金	10,056 千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,628,116 千円
第1項	建設改良費	419,507 千円
第2項	企業債償還金	208,609 千円
第3項	投資有価証券	1,000,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
企業債	千円 1	証 書 借 入	5.0 %以内 (ただし、利息見直し方式で 借り入れる政府資金及び公営 企業資金について、利率の見 直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、その他 の場合には、その債権者と 協定するところによる。 ただし、財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮、もしくは繰り上げ償 還又は低金利に借り換えす ることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又は、以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ
ならない。

- | | | |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 職員給与費 | 16,031 千円 |
| (2) | 交際費 | 100 千円 |

(たな卸し資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,050千円と定める。

平成 29 年 2 月 14 日提出

上天草・宇城水道企業団
企 業 長 元 松 茂 樹